

環境審査顧問会火力部会

議事録

1. 日 時：平成28年4月19日（火） 9：59～11：24
2. 場 所：経済産業省別館1階 108各省庁共用会議室
3. 出席者

【顧問】

市川部会長、石丸顧問、岩瀬顧問、清野顧問、河野顧問、小島顧問、近藤顧問、
島顧問、鈴木靖顧問、日野顧問、村上顧問、山本顧問

【経済産業省】

長村統括環境保全審査官、高須賀環境審査担当補佐、松浦環境審査担当補佐
高取環境審査分析官、渡邊環境アセス審査専門職

4. 議 題：（1）環境影響評価方法書の審査について

山口宇部パワー株式会社 西沖の山発電所（仮称）新設計画

- ① 環境影響評価方法書の概要、補足説明資料、意見の概要と事業者見解
及び山口県知事意見の説明
- ② 環境影響評価方法書に係る審査書（案）の説明
- ③ 質疑応答

5. 議事概要

- （1）開会の辞
- （2）資料の確認
- （3）環境影響評価方法書の審査

山口宇部パワー株式会社 西沖の山発電所（仮称）新設計画について事務局から
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者見解、山口県知事意見及び審査書
（案）の説明を行った後、質疑応答を行った。

- （4）閉会の辞

6. 質疑内容

(1) 山口宇部パワー株式会社 西沖の山発電所（仮称）新設計画

<方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者見解及び山口県知事意見の説明>

○顧問 ありがとうございます。

それでは、方法書と補足説明資料についてご意見、ご質問をお願いします。補足説明資料は現地調査のときに顧問からいただいた意見で、水温調査と生態系調査をしてくださいということだったのですが、実施しますという回答をいただきましたが、何か追加はございますか。

○顧問 結構です。

○顧問 よろしいですか。それでは、現地に行かれていない先生方もいらっしゃいますので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○顧問 方法書314ページの大気環境の施設の稼働（排ガス）に（4）地形影響があります。事前に地形の影響がありそうかどうか検討されたのでしょうか。

○事業者 地形影響は、西の方にある竜王山の地形影響があるのかなのかということに関しまして、ボサンケI式による計算で有効煙突高さを出し、それに対する半径5km以内、竜王山は5km以内に入っております。竜王山の標高が大体136mでございますので、その比をとりますと0.48になり、0.6以下であることから数字からすると評価対象になりません。しかし、この判定条件は発電所アセス手引には煙源の高さが一定以上、有効煙突高さが300m以上の場合を想定しており、当発電所の有効煙突高さは284mで、それ未満ということでございます。300mに満たない低い煙源では地形の影響を考慮し得る予測手法を併用することが望ましいというように発電所アセス手引にもございますので、そういったことから竜王山についても地形影響の検討の対象としたいと考えてございます。

○顧問 分かりました。一応ぎりぎりの線ではあるが、評価して検討するということですね。

○事業者 はい。地形影響を行う際に、風向や市街地の方向とかも考慮していきたいと考えてございます。

○顧問 分かりました。

○顧問 騒音関係ですが、いろいろな環境対策等をとられますので、施設の稼働につい

ては問題ないかと判断します。知事意見にもございますが、稼働時の資材搬出入、要するにかなりの石炭灰等を再利用するということで、運搬車両等の影響が発生するの
かということと急勾配の専用道路を使用するということで、そこからの騒音が増大す
る可能性が懸念材料としてはあるのかなということです。専用道路から最寄りの住居、
あるいは主要な静音を要する施設の距離、現場も拝見したのですが、影響するとし
たらどのくらいの距離があるかということをお教えいただきたい。仮に影響がある距離
ということであると、データ等を文献、あるいは実測等で調べて予測に反映させてほ
しいという意見でございます。

○事業者 石炭灰の利用につきましては、主に宇部興産が所有されている橋を渡ったと
ころのセメント工場が中心になるかと考えております。方法書にも記載しております
が、近隣の住居まで800メートル、これは対象事業実施区域の一番民家に近い北側の距
離でございます。

○顧問 ページをお願いします。

○事業者 方法書7ページが分かりやすいかと思えます。近隣の住居は北側の対象事業
実施区域の境界線から約800メートル離れたところが一番近い住居となっております。
さらに発電所の設備等を設置する場所は、近隣の住居から約1.5キロメートル離れたと
ころと考えております。顧問ご指摘の急勾配の専用道路（興産大橋）は、それからさ
らに南側ということで、1.5キロ以上離れていると考えられます。そういう意味で、
我々としてはほとんど影響ないと思えますが、そのあたりについては十分配慮してい
きたいと考えております。

○顧問 もし影響がないと予測されるようであれば、影響がありませんということをお記
述することが大事かと思えます。

○顧問 もし影響がないということなら、今の距離を準備書に記載していただければと
思います。

○顧問 方法書10ページの取水口と放水口ですが、この海域の水深はどのくらいなの
ですか。

○事業者 放水地点の水深は7メートル程度となっております。

○顧問 取水地点も同じですか。

○事業者 取水地点もほぼ同じ水深となっております。

○顧問 深層というのは、大体どのくらいを考えているのですか。7メートルだったら

6メートルぐらいから取水するとかですか。

○事業者 少し掘り下げのことを考えております。

○顧問 深くするのですか。

○事業者 はい。深層ですとそのように考えております。

○顧問 方法書19ページの(10) その他 ③工事中の排水、濁りで、海域工事に伴う濁りについてとありますが、海域工事はどのくらいするのですか。今、深層で掘り下げるということは、浚渫するわけですね。その辺の量的なことが全然分かりません。

○事業者 浚渫につきましては、取水口の部分と放水口も水中放水ですので、管の部分の浚渫を行いまして、管の埋設を行います。

○顧問 どのくらい濁りが出るのですか。同じところで、底質は有害物質以外の流況分布やCOD、有機物の底質を測っていると思います。濁りの予測・評価するにはこれらは大切なデータです。

○事業者 底質については、測定しております。

○顧問 どこに書いてありますか。

○事業者 底質の現地調査の予定点につきましては、方法書360ページに記載しております。

○顧問 方法書307ページの項目の選定には、底質は有害物質だけしか選定していませんが、そういうデータも必ず測ると思いますので、記載してください。お願いします。

○顧問 最初の工事の話も含めて、準備書作成段階に全て具体的に記載していただければいいと思います。

○顧問 温室効果ガスについてですが、方法書3ページに「当社は、自主的枠組みの下で、実行計画の実現に寄与していく考えである。」とあります。これは、小売事業者さんの対策を通じて、ということだと思っておりますが、売電先は決まっているのでしょうか。

○事業者 現在、売電先については未定でございます。山口宇部パワーとしましては、親会社である電源開発、大阪ガス、それから宇部興産がそれぞれ出資割合に応じて電気を引き取る予定です。大阪ガスは小売事業の方に出ておられるし、また彼らの販売計画があると思いますが、いずれにせよ今現在ではどこかに決めているという話はありません。

○顧問 それがどこに決まっても、自主的枠組みに沿った形で売電されるということでは

すか。

○事業者 電源開発、大阪ガスも枠組みに入っておりますので、その枠組みの中で適切に販売をしていくというふうに考えております。

○顧問 分かりました。

○顧問 その枠組みに参加されている会社に販売するということですね。

○事業者 はい。

○顧問 緑化計画ですが、詳細な計画や図面については準備書に記載していただくと有り難いです。

○事業者 そのような計画で考えております。

○顧問 補足説明資料2. 生態系についてですが、住民意見でも生態系を調査しないのは如何かということで、調査をされるのですが、用地そのものが工専地域です。恐らく現況は改変されて生息・生育環境がなくなってしまうということになりますので、調査をすれば必ず影響があるという結果になると考えます。周辺に類似の環境があるから影響は小さいだろうという話にはしないで、影響があることを書いた上で、例えば先ほど先生も指摘されたような緑化計画ないしは環境保全計画の中で、影響がどの部分をどのように事業者として対応するかという姿勢が分かるように準備書の中で書いていくのが重要ではないかと思えます。その辺を検討していただければと思います。

○顧問 では、準備書作成に当たって、只今の意見を参考にいただければと思います。

○顧問 私のメモには、騒音、振動は問題なしと書いてあるので特に問題はないのですが、幾つかお伺いします。

方法書45ページの表（1）宇部市、表（2）山陽小野田市の環境騒音の測定結果があります。宇部市については①から④まで番号があって、方法書46ページにもそれが記載されています。一方、山陽小野田市は9地点と書いてあるのですが、場所は特に書いていないのですが、どこかにあるのでしょうか。

○事業者 山陽小野田市の測定地点については、公開地点で確認できないという状況になっておりますので、このような書き方にさせていただいております。

○顧問 分かりました。方法書46ページの地点と用途地域区分図ですが、できれば方法書194ページの類型指定状況図に書いていただいたほうが良いと思います。方法書194

ページに騒音に係る環境基準の類型指定状況という図があって、この図の中に環境騒音の測定地、場所を書いていたほうが分かりやすいと思いました。公開されているのが方法書46ページであればやむを得ないと思うのですが、むしろ類型指定状況図の中において、どこで測ったのかというのが分かればいいと思います。可能であれば準備書で対応していただければと思います。

方法書49ページ④騒音に係る苦情の発生状況の表の下から2段目に2市計があって、平成25年度は10件苦情がありましたとありますが、この苦情の中には、宇部興産に係わるような苦情はありましたでしょうか。

○事業者 すみません。ちょっと分かりません。

○顧問 分かりました。では、結構です。

方法書207ページに「特定工場等における騒音に係る規制基準」という表があります。この表は山口県公害防止条例から引用をされているのだらうと思うのですが、工業専用地域が第4種区域とその下の欄の法の区域指定以外の地域に跨がっているのですが、宇部興産は、どちらに指定されているのでしょうか。

○事業者 宇部興産の地域及び今回の計画地域は、工業専用地域に指定されております。

○顧問 第4種区域は工業地域と工業専用地域の一部となっているので確認したのですが、第4種区域、もしくは法の区域指定以外の地域に入るといえることですか。

○顧問 これは方法書208ページの図と対応しているのですか。

○事業者 はい。第4種区域には入らない工業専用地域となります。

○顧問 分かりました。では、第4種区域ではなく下欄の法の区域指定以外の地域に入るといえることですね。

○事業者 はい、そうです。

○顧問 分かりました。

○顧問 方法書208ページの地図で白くなっているところが法の区域指定以外ということですか。

○事業者 はい。

○顧問 方法書339ページの図に工事用車両関係の交通ルート図があります。このうちの②、③、④は、現状で交通量が少ないところなののでしょうか。①は交通量が多くて、環境基準を超えているようなことが記述してあったのですが、②、③、④は、日交通量1万台以下ぐらいの交通量が非常に少ないところなののでしょうか。それは今後、測

って分かるわけなのですが。

○事業者 ②、③、④は、それほど交通量の多くない地点になります。

○顧問 この図の右下の方に興産大橋があります。この興産大橋と国道190号を結ぶ道路があるのですが、この道路は宇部興産の敷地の中の道路なのですか。

○事業者 興産大橋にかかっている青い道路が宇部興産専用道路ということで、宇部興産の私道になります。そこから国道190号までの間は、宇部市の市道になっておりますが、これは完全に宇部興産の敷地の中を走る道路となっております。

○顧問 そうですか。騒音の規制とか、そういったいろいろな指定の外にあるということですね。だからここは調査地点に選んでいच्छゃらないということですね。分かりました。ありがとうございました。

○顧問 一般排水を放水することなのですが、非常に悩ましいのは、ここは日本最大の閉鎖的水域ということです。水質測定点の位置が方法書58ページにあります。1番と10番のところ、時々だとは思いますがCODが環境基準をオーバーすることがありますよね。こういう地点については、排水がどれだけ今の値を押し上げるかという評価をしなければいけないということになっていたと思います。準備書に向けて既にご予定されているとは思いますが、果たして軽微であるとか、そういう論議をしっかりとさせていただくようお願いいたします。

○事業者 その辺はしっかりと検討してまいりたいと思います。

○顧問 それでは、次の審査書案の説明を受けてから、またご意見があればお願いします。

<環境影響評価方法書に係る審査書（案）の説明>

○顧問 ありがとうございました。

生態系の項目選定の扱いですが、生態系は項目選定されるわけですね。審査書（案）23ページの項目選定表には生態系がないのですが、この選定表に○をつけて、そこに注をつけて何か説明したほうが良いと思います。審査書（案）の選定表に○をつけていないと、審査書（案）24ページの6. 事業者が選定した調査、予測及び評価の妥当性について妥当ではなくなってしまう。審査書（案）23ページの生態系に○をつけて、方法書では記載されていないが、審査の過程で事業者さんが自主的に追加されたということを書いておかないと、経済産業大臣の勧告をすることになります。

- 経済産業省 勧告をして事業者が項目選定をするのか、本日の審査の中での顧問からの指摘により準備書において反映するか、事業者はどうしますか。
- 事業者 審査の過程で項目を追加させていただいたようにしたいと思っております。
- 経済産業省 生態系についての調査をやっていただくような形にしますが、勧告するか、自主的に実施するかについては検討させていただきたいと思います。それを踏まえて、審査書の方も修正させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
- 顧問 従来の事務局説明は、補足説明資料も含めて方法書の一部だとされているので、補足説明資料で項目選定するといわれているのであれば、すると約束されているわけですから、改めて勧告しなくてもいいと思います。
- 経済産業省 今ご指摘いただいた方向で検討させていただきたいと思います。
- 顧問 住民意見に対する事業者見解の中で、最初の方にアンモニア発電という意見が出ています。事業者見解で、具体的にこれを検討する、しないということが示されていないので、準備書では修正して、その辺を書き加えたほうが親切ではないかなと思います。
- 事業者 住民意見の中でのアンモニア発電や水素発電のご指摘ですが、今回は石炭火力の審査ということで、全体の流れとして事業者の見解をここには示させていただいているところでございます。そういった中で、準備書の方でどのように記載するかということに関しては、検討させていただきたいと思います。
- 顧問 なぜ石炭火力発電所をやるのかという話になると思います。具体的にアンモニア発電や水素発電をとという意見を出されているので、経済性とか規模の実現性といった観点から今の段階では難しいので石炭火力発電を進めていくといった、そのようなイメージの見解でいいのではないかと思います。全く触れないというのも何となく違和感があります。意見に対する見解なので、その辺を留意していただければと思います。これはコメントです。
- 事業者 ご意見を留意しまして、検討させていただきます。
- 顧問 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。
- それでは、先ほどの生態系の項目選定のところだけご検討いただくということで、審査書を修正してください。
- 経済産業省 最後に部会長からご指摘いただきました件につきましては、審査書を修

正して手続を進めてまいりたいと思います。

事業者におかれましては、本日の部会で準備書に反映すべき事項を顧問の先生からいただいておりますので、適切に反映していただければと思います。

これをもちまして本日の火力部会を終了します。どうもありがとうございました。